

サステナビリティ報告基準 公開草案第1号「気候関連開示」 の解説

公会計委員会政府会計専門委員会委員長 公認会計士 高橋 宏延
公会計委員会政府会計専門委員会副委員長 公認会計士 仲 友佳子

本稿では、2024年10月に国際公会計基準審議会（IPSASB）より公表されたサステナビリティ報告基準公開草案第1号「気候関連開示」（以下「SRS ED 第1号」という。）について解説する。

1. SRS ED 第1号の目的

急速に進む気候変動に関しては、政府等が変革に向けた行動を主導し、全ての経済部門で協調した行動をとる必要がある。変革は政府等の公的部門だけで成し遂げられるものではなく、気候関連に焦点を絞った政策プログラムに基づいた、民間部門による投資を含む様々な活動が不可欠であり、関係者の意思決定のためにも政府等による情報開示は非常に重要である。

IPSASBが開発したSRS ED 第1号は、公的部門の主体による報告を、国際的なベストプラクティスの水準に引き上げることを意図している。また、公的部門の主体による報告と民間企業の報告の利用者との相違点や、公的部門特有の情報ニーズに対応している。そうすることで、政府の開示と民間部門の開示の一貫性が保たれ、比較可能で、検証可能な情報が得られ、意思決定とアカウンタビリティが向上することを期待している。

SRS ED 第1号は、政府の気候関連の活動について、「主体自身の業務における気候関連のリスク及び機会」、「気候関連の政策プログラムとそのアウトカム」という二つの側面から、サービス受領者や資源提供者を含む一般目的財務報告の主な利用者に向けた情報を提供することを提案している。この提案は、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）、及びIFRS S2号「気候関連開示」に整合しているが、IFRS S2号の投資家重視の観点よりも幅広い、GRI（Global Reporting Initiative）スタンダードと同様のマルチステークホルダーの立場に基づいている（BC7項）。

- 主体自身の業務における気候関連のリスク及び機会
- 気候関連の政策プログラムとそのアウトカム

SRS ED 第1号の情報開示には二つの側面がある。一つ目の側面は、資本市場の投資家向けの情報開示である。政府等の公的部門の主体が発行する国債等は、国際的な資本市場

で重要な位置を占めており、2022年1月に公表された世界銀行の報告書¹によると、世界の債券市場の約40%に相当する。国際的な資本市場では、情報開示に対する期待が民間企業主導で変化しているが、公的部門の主体も資本市場と離れて存在することはできない。そのため、SRS ED 第1号は、TCFDやIFRS S2号など、確立された国際的な民間企業向けのガイダンスを公的部門用に構成し直して、公的部門の主体向けの開示規定を提案し、主体自身の業務における気候関連のリスク及び機会について報告させることを意図している。

SRS ED 第1号の情報開示の二つ目の側面は、公的部門の主体の規制当局側としての情報開示である。公的部門の主体は、主権を行使して、立法、規制、並びに他の公的機関・民間機関・個人の行動変化を促進する政策プログラムへの支出等を通じ、気候変動に対応する政策を推し進めることができる。そのような政策プログラムに関する開示規定は、全ての公的部門の主体ではなく、気候関連の政策プログラムのアウトカムに対して責任を負っている主体にのみ適用される。この開示規定案は、GRIスタンダードのマルチステークホルダーの視点に基づいて作られている。

2. 本プロジェクトの経緯

ここ数年、企業会計分野におけるサステナビリティ報告が各国で広がりを見せており、日本でも2023年3月期から上場企業に一定の情報開示が実質的に義務付けられることとなった。

公的部門においても、気候変動の影響に対する政策についての報告の需要と必要性が国際的に高まっている。公的部門の主体（国、地方政府、国際機関等）の気候関連の報告は、一部の国で取り組みがなされているが、国際的な報告基準は定められていないことが課題となっており、国際組織からIPSASBに対する国際基準設定の要望が寄せられていた。具体例の一つとして、先述した世界銀行の報告書において、IPSASBに公的部門用のサステナビリティ報告のフレームワークを開発することを要望している。

IPSASBは、公的部門におけるサステナビリティ報告基準に対する要望の高まりとその緊急性を考慮し、今後のサステナビリティ報告に対する取り組みの方向性について広く意見を募るために、2022年3月会議でコンサルテーション・ペーパー（CP）「公的部門のサステナビリティ報告の促進²」を承認、同年5月に公表した。

¹ 世界銀行の報告書：[Sovereign Climate and Nature Reporting: Proposal for a Risks and Opportunities Disclosure Framework](#)

² 解説記事あり 本誌2023年1月号を参照。

表1： IPSASB の気候関連開示プロジェクトの進展

年月	主な進展
2022年5月	CP「公的部門のサステナビリティ報告の促進」を公表
2023年6月	気候関連開示のプロジェクト概要書を承認
2024年10月	SRS ED 第1号「気候関連開示」を公表
2025年12月	最終文書承認（SRS 第1号となる予定）

2022年10月会議から当該CPに寄せられたコメントの分析を開始し、今後のIPSASBのサステナビリティ報告の活動の方向性について議論を重ねた。各国関係者から寄せられたコメントの多くは、CPの方向性を強く支持していた。2023年3月会議で「気候関連開示」の検討を行うことを合意し、同年6月会議で気候関連開示のプロジェクト概要書³を承認した。プロジェクト概要書とは、IPSASBが大型のプロジェクトを進める際の目的、論点、工程表などを含む作業計画書である。この文書の承認をもって気候関連開示の基準開発プロジェクトが実質的にスタートした。

これまでIPSASBが開発してきた会計基準（IPSAS）とサステナビリティ報告基準は大きく異なる内容であるため、公開草案の開発には、従来とは異なる気候関連の様々な利害関係者や専門家を巻き込んだ体制が組まれた。国際機関の代表者をメンバーとし、大所高所からの戦略的な助言を提供するサステナビリティ・レファレンス・グループ（SRG）、具体的かつテクニカルな論点について助言を行うクライメート・トピック・ワーキング・グループ（Climate TWG）の二つのグループを設置した。世界銀行からの資金支援を受け、事務局には大手会計事務所からサステナビリティの専門スタッフを雇用した。

2023年9月から2024年9月までのオンライン会議を含め合計8回のIPSASBの会議、並びに先述した二つのグループによる会議において、気候関連開示に関する論点や公開草案の草稿の検討を行い、2024年9月会議においてSRS ED 第1号を承認した。SRS ED 第1号は2024年10月31日に公表され、コメント期限は2025年2月28日である。

IPSASBは、本稿執筆時点では、2025年12月会議で最終文書（SRS 第1号）を承認することを予定している。

³ プロジェクト概要書の掲載ページ（英語） <https://www.ipsasb.org/consultations-projects/sustainability-climate-related-disclosures>

3. 本公開草案の構成

SRS ED 第1号は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が作成及び公表しているIFRS S2号「気候関連開示」をベースに、公的部門用の修正を大幅に加えて作られている。

SRS ED 第1号がIFRS S2号と最も大きく異なる点は、気候関連の「政策プログラム」とそのアウトカムに責任を負う公的部門の主体は、当該プログラムとそのアウトカムについての開示を求められることである。公的部門の主体が規制当局としての役割を有する場合には、特別な開示を求める趣旨である。

SRS ED 第1号は、表2のような構成となっている。本文と付録は強制力を有しており、気候関連開示を行う公的部門の主体がSRS ED 第1号に準拠していると主張するためには、強制力を有する全ての規定に従う必要がある。

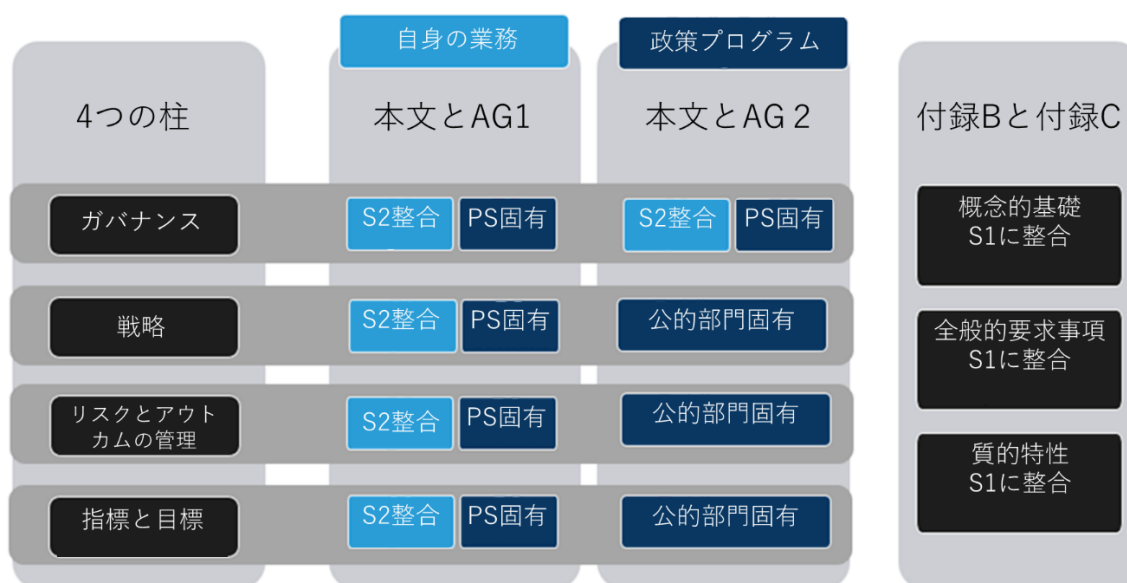
表2： SRS ED 第1号のセクション構成

セクション名	強制力の有無
本文	強制
付録 A1： 適用指針－自身の業務	強制
付録 A2： 適用指針－気候関連の政策プログラム	強制
付録 B： 気候関連開示に関する全般的な要求事項	強制
付録 B.AG： 同上 適用指針	強制
付録 C： 質的特性	強制
結論の根拠（BC）	
代替的見解（AV）	
適用ガイダンス（IG）	
設例（IE）	

強制力を有する規定のうち、本文、付録 A1、付録 A2 の三つが、SRS ED 第1号の最も重要なセクションである。付録 A1 は「自身の業務」に関する開示規定であり、これはIFRS S2号に概ね沿った内容である。付録 A2 は「政策プログラム」に関する開示規定であり、先述したように公的部門の主体の、規制当局としての役割に基づく公的部門特有の開示である。

付録 B、付録 B.AG、付録 C の三つのセクションは、IFRS S2号ではない他の文書（IFRS S1号とIPSASB 概念フレームワーク）をベースとして作られており、将来的にIPSASBの別のサステナビリティ・プロジェクトとして独立した文書が作成され、その完成時点で削除される予定の暫定的な付録である。

下図は、SRS ED 第 1 号の本文と各付録の関係、及びベースとなった文書を示している。図内で PS とは、公的部門の略語である。本文と AG1、AG2 は、四つの柱から構成されている。「自身の業務」に関する各柱の規定には、IFRS S2 号に基づいて作成された規定と、公的部門固有の規定がそれぞれ定められている。「気候関連の政策プログラム」に関する各柱の規定は、ガバナンスに関する規定を除き、公的部門固有の規定で構成されている。



4. 「自身の業務」と「政策プログラム」

本稿冒頭の1.でも述べたように、SRS ED 第 1 号は、公的部門の主体に「自身の業務」と「政策プログラム」の二つの側面について、気候関連の開示を求めていることが特徴である。

(1) 自身の業務

SRS ED 第 1 号は、公的部門の主体があらゆる活動を通じて、公共の利益に対する使命及び責任を果たす能力に影響を及ぼす気候関連のリスク及び機会に対する開示を提案している。

主体の「自身の業務」(own operations)には、主体の業務モデルにおける全ての活動が含まれる。業務モデルとは、主体の目的を達成するため、主体の活動を通じてインプットをアウトプット及びアウトカムに変換する仕組みである(第7項)。

IPSASBは、公的部門の主体のあらゆる業務は、気候関連のリスク(自然災害の激化など)と機会(低炭素化技術への移行など)によって影響を受けると考えている。よって、「自身の業務」に関する開示は、幅広い公的部門の主体に適用される。IPSASB概念フレームワークと同様、国、州及び地方政府、省庁、公的社会保障基金や国際的

な政府組織等である（BC 3 項）。

(2) 政策プログラム

SRS ED 第 1 号は、気候関連の政策プログラムとそのアウトカムに関する開示を求めている。政策プログラムには、気候関連のアウトカムを達成することを主な目的とする、法律、規則、税金、補助金などが含まれる（AG2.4 項、B.AG6 項）。

この開示は、気候関連の政策プログラムのアウトカムに責任を負っている主体のみが行う。例えば、国家政府がパリ協定などの国際協定を通じて気候変動対策を対外的に約束している場合や、国家政府が他の主体や個人の活動に影響を及ぼす力を持っている場合である（AG2.7 項、AG2.8 項、AG2.25 項）。

「自身の業務」と「政策プログラム」の開示の比較

	自身の業務による リスク及び機会の開示	気候関連政策プログラム によるアウトカムの開示
対象	全ての公的部門の主体	気候関連の政策プログラムのアウトカムに責任を有する主体
元となる民間基準	IFRS S2 号	公的部門特有
該当セクション	本文と付録 1	本文と付録 2

用語定義

自身の業務	主体の業務モデルにおけるすべての活動を含む
政策プログラム	主権的権限を行使する公的部門の主体が、他の主体又は個人の意思決定や行動に影響を与えるために行う、又は強制する介入のあらゆる種類又は集合

5. 気候関連開示の四つの柱

(1) 自身の業務

SRS ED 第 1 号は、主体自身の業務に関して、TCFD と IFRS S2 号に基づいた公的部門用の開示規定を、本文及び「付録 A 1：適用指針－自身の業務」で定めている。先述した四つの柱にひもづけて当該開示規定を整理すると下表のようになる。開示の詳細については、本稿末の付録を参照されたい。

ガバナンス（第 8 項、第 9 項）	戦略（第 10 項～第 12 項）
<ul style="list-style-type: none"> 気候関連のリスク及び機会に関する 	<ul style="list-style-type: none"> 主体の業務に影響を及ぼす気候関連

<p>責任</p> <ul style="list-style-type: none"> 自身の業務における気候関連のリスク及び機会に対応するために設計された戦略 気候関連のリスク及び機会 気候関連の政策プログラムとそのアウトカムをどのように考慮しているか 気候関連の政策プログラムとそのアウトカムをモニタリング、管理、監督するために用いる、ガバナンスのプロセス、統制及び手続における管理者の役割 	<p>のリスク及び機会</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務モデル及びバリュー・チェーンに与える現在及び予想される影響 主体の戦略及び意思決定に与える影響 現在及び予想される財務的影響 主体の気候レジリエンス 気候関連の政策プログラムに対する戦略に関する情報
<p>リスク及びアウトカムの管理（第 13 項～第 15 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 気候関連のリスク及び機会を識別、評価、優先順位付け、モニタリングするために主体が用いるプロセス及びリスク管理の方針 気候関連の政策プログラムの意図したアウトカムを達成する上での課題の管理に関する情報 	<p>指標及び目標（第 16 項～第 25 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> スコープ 1、2、3 の GHG ガス排出量を含む戦略目標に向けた業績を測定するために使用する業績指標及び目標の開示 主体が別の方法の方が適切であると判断した場合、「GHG プロトコル：企業会計および報告基準」以外の使用が可能

(2) 政策プログラム

SRS ED 第 1 号は、気候関連のアウトカムを達成するために他者の行動を変えることを主な目的とする政策プログラムに関する開示要件を提案している。当該開示は、気候関連の政策プログラムのアウトカムに責任を負う主体を対象としており、意思決定に役立つ情報を提供するとともに、透明性とアカウンタビリティを確保することを意図している。先述した四つの柱に紐付けて当該開示規定を整理すると下表のようになる。開示の詳細については、本稿末の付録を参照されたい。

<p>ガバナンス（AG2.18 項、AG2.20 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 気候関連の政策プログラムとそのアウトカムをモニタリング、管理、監 	<p>戦略（AG2.24 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 主体の気候関連の政策プログラムの使命の範囲
--	---

<p>督するために主体が使用するガバナンスのプロセス、統制、手続</p> <ul style="list-style-type: none"> 気候関連のリスク及び機会に関する責任 自身の業務における気候関連のリスク及び機会に対応するために設計された戦略 気候関連のリスク及び機会 気候関連の政策プログラムとそのアウトカムをどのように考慮しているか 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の気候関連の政策 気候関連の政策プログラムの結果として意図するアウトカム 気候関連の政策プログラムを設計するに当たり使用された要因及び仮定 気候関連の政策プログラムの意図したアウトカムを達成するために予想される課題 気候関連の政策プログラムの財務的影響
<p>リスク及びアウトカムの管理（AG2.32 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 気候関連の政策プログラムの意図したアウトカムを達成するための課題を識別、評価、優先順位付け、モニタリングするために主体が用いるプロセス及びリスク管理の方針 	<p>指標及び目標（AG2.34 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 主体が気候関連の政策プログラムに合理的に起因する GHG 排出量の変動、及び気候関連の政策プログラムのアウトカムを測定・監視するために使用されるその他の指標

6. 全般的要求事項（付録 B）

(1) 全般的要求事項

SRS ED 第 1 号は、開示の配置、報告のタイミング、比較情報、準拠性の表示、判断、不確実性、誤謬等を扱う、全般的要求事項を、付録 B 及び付録 B.AG として提案している。これは IFRS S1 号に基づいて作られている（BC105 項）。

(2) 重要性（B 8 項～B10 項、B.AG28 項～B.AG52 項）

主体は、一般目的財務報告の主な利用者にとって重要な情報を開示しなければならない。IPSASB は、サステナビリティに関連する重要性の概念を検討し、重要性は主体固有のものであり、主な利用者のニーズによって決定されるべきであると結論付けた。公的部門の一般目的財務報告の主な利用者は、サービス受領者と資源提供者である。

SRS ED 第 1 号は、次のような重要な情報の用語定義を提案している。この用語定義は IPSASB 概念フレームワークの重要性の概念にも整合している（B9 項）。

気候関連開示の文脈において、情報は、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭に

したりしたときに、主体によるアカウンタビリティの遂行、若しくは主要な利用者が、報告期間に関し作成される主体の一般目的財務報告書に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与えると合理的に見込み得る場合には、重要性がある。

(3) つながりのある情報(B12 項～B15 項、B.AG53 項～B.AG59 項)

SRS ED 第 1 号は、開示内容は報告主体の一般目的財務報告書全体にわたってつながること、かつ、利用者がそのつながりを理解できるようにすることを提案している。これには、気候関連開示内の情報間のつながり、例えば、主体自身の業務における気候関連のリスク及び機会に関する情報と、気候関連の政策プログラムとそのアウトカムとの間のつながりが含まれる。また、これには、他のサステナビリティ報告書や一般目的財務諸表とのつながりなど、一般目的財務報告書全体にわたるつながりも含まれる。

7. 質的特性

気候関連情報は、目的適合性、忠実な表現、理解可能性、適時性、比較可能性、及び検証可能性の質的特性を有する場合に有用である。

SRS ED 第 1 号は、気候関連のリスク及び機会、並びに、該当する場合には気候関連の政策プログラムのアウトカムについて、完全かつ中立的で重大な誤謬のない描写を要求することを提案している。

8. 我が国の政府基準

現状、国、地方公会計、独立行政法人等のいずれにおいても、SRS ED 第 1 号の定めるような気候関連開示に関する基準書は存在しない。

なお、開示基準ではないものの、2023 年 12 月に独立行政法人の事業報告書に係る「標準的な様式」等が改訂され、「持続的に適正なサービスを低要するための源泉」や「業務運営上の課題・リスク及びその対応策」の記載を各独立行政法人に求めており、サステナビリティ関連の情報ニーズが高まっていることに対応している⁴。

⁴ [総務省 | 独立行政法人評価制度委員会 | 第 30 回共同ワーキング・チーム](#) (資料 3) 事業報告書作成に当たっての留意点 (案) ほかを参照。

付録：具体的な開示規定

1. ガバナンスの開示（第8項、第9項）

四つの柱の一つ目である、ガバナンスの開示は、「自身の業務」と「気候関連の政策プログラムとそのアウトカム」で開示項目が共通している。

ここから先は、記載を簡略化するために略称（甲、乙）を使用する。

甲	=	自身の業務における気候関連のリスク及び機会
乙	=	気候関連の政策プログラム及びそのアウトカム

甲の開示	乙の開示
甲又は乙の監督に責任を負うガバナンス機関（又は個人）を特定し、次の事項を開示する。	
<ul style="list-style-type: none"> ガバナンス機関（又は個人）に適用される、付託事項、使命、役割の記述及びその他の関連する方針に、甲又は乙の監督責任が、どのように反映されているか。 	
<ul style="list-style-type: none"> 甲に対応するために設計された戦略、又は乙を監督するための適切なスキル及びコンピテンシーが利用可能であるかどうか、又は開発する予定であるかどうかを、ガバナンス機関又は個人がどのように判断しているか。 	
<ul style="list-style-type: none"> 甲又は乙について、どのような方法と頻度で、主体又は個人に情報がもたらされているか。 	
<ul style="list-style-type: none"> 主体の戦略、主要な活動に関する当該主体の意思決定、当該主体のリスク管理のプロセス及び関連する方針を監督するに当たり、主体（又は個人）は、甲又は乙をどのように考慮しているか。 	
<ul style="list-style-type: none"> 主体（又は個人）が、甲又は乙に関連する目標の設定をどのように監督し、それらの目標に向けた進捗をどのようにモニタリングしているのか。 	
甲又は乙をモニタリング、管理、監督するために用いる、ガバナンスのプロセス、統制及び手続における管理者の役割。次の事項を含む。	
<ul style="list-style-type: none"> 当該役割が具体的な管理者レベルの地位又は管理者レベルの委員会に委任されているかどうか、及び当該地位又は委員会に対し、どのように監督が実施されているか。 	
<ul style="list-style-type: none"> 管理者が、甲又は乙の監督を支援するために、統制及び手続を用いているかどうか、また、用いている場合、これらの統制及び手続がその他の内部機能とどのように統合されているか 	

2. 戦略の開示（第 10 項～第 12 項）

戦略の開示については、「自身の業務」と「気候関連の政策プログラムとそのアウトカム」で開示項目が異なる。

甲の開示	乙の開示
甲を管理するための戦略に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> 主体自身の業務に影響を与えることが合理的に見込まれる 甲が主体の業務モデル及びバリュー・チェーンに与える現在の及び予想される影響 甲が主体の戦略及び意思決定に与える影響 甲が報告期間における、並びに、短期、中期及び長期にわたり主体の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える現在の及び予想される影響 気候関連の変化、進展及び不確実性に対する主体の戦略及び業務モデルの気候レジリエンス 	乙を達成する上での課題の管理に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> 主体の、乙に関連する戦略及び意思決定 気候関連の政策プログラムが意図したアウトカムを達成する上での予想される課題 気候関連の政策プログラムが主体自体に与える、現在の及び予想される財務上の影響

3. リスク及びアウトカムの管理の開示（第 13 項、第 14 項）

リスク及びアウトカムの管理の開示については、「自身の業務」と「気候関連の政策プログラムとそのアウトカム」で開示項目が異なる。ただし、記載を簡略化するためガバナンスと同様の略称（甲、乙）を使用する。

甲の開示	乙の開示
甲の管理に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> 主体の長期的な財政の持続可能性に対する気候関連のリスクを識別、評価、優先順位付け、モニタリングするために、主体が用いるプロセス及び関連するリスク管理方針 主体が気候関連の機会を識別、評 	気候関連の政策プログラムの意図したアウトカムを達成する上での課題の管理に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> 気候関連の政策プログラムが意図したアウトカムを達成する上での予想される課題、予想されない課題を識別、評価、優先順位付け、モニタリ

<p>価、優先順位付け、モニタリングするために用いるプロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> 気候関連のリスク及び機会を識別、評価、優先順位付け、モニタリングするためのプロセスが、主体の全体的なリスク管理プロセスと統合され、情報をもたらす程度、及びどのように統合され、情報をもたらしているか 	<p>ングするために、主体が用いるプロセス及び関連する内部方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 先述のプロセスが、企業の全体的なリスク管理プロセスにどの程度組み込まれ、どのように反映されているか
---	---

4. 指標及び目標の開示（第 16 項～第 25 項）

指標及び目標の開示については、「自身の業務」と「気候関連の政策プログラムとそのアウトカム」で開示項目が異なる。

(1) 「自身の業務」に関する、指標及び目標の開示

<p>指標</p>	<p>主体は、次の指標カテゴリーに関連する情報を開示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス—主体は次のことを行わなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> (i) CO2 相当のメートル・トンで表される、報告期間中に主体が生成した温室効果ガス排出の絶対総量を開示する。これは、次のように分類する。 <ul style="list-style-type: none"> a. 「スコープ 1」の温室効果ガス排出 b. 「スコープ 2」の温室効果ガス排出 c. 「スコープ 3」の温室効果ガス排出 (ii) 「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004 年）」に従って主体の温室効果ガス排出を測定する。 (iii) 温室効果ガス排出を測定するために主体が用いたアプローチを開示する。 (iv) 「スコープ 1」の温室効果ガス排出及び「スコープ 2」の温室効果ガス排出について、連結会計グループと、その他の投資先で分解する。 (v) 「スコープ 2」の温室効果ガス排出については、ロケーション基準による「スコープ 2」の温室効果ガス排出を開示し、また、主体の「スコープ 2」の温室効果ガス排出についての主要な利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書がある場合には、当該契約証書に関する情報を提供する。
-----------	--

	<p>(vi) 「スコープ3」の温室効果ガス排出については、次の事項を開示する。</p> <p>a. 「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ3）基準（2011年）」に記述されている「スコープ3」カテゴリに従い、主体の「スコープ3」の温室効果ガス排出の測定値に含めたカテゴリ</p> <p>b. 主体の活動が金融サービスや投資を含む場合、主体の「カテゴリ15」の温室効果ガス排出又は主体の投資に関連する排出（ファイナンスド・エミッション）に関する追加的な情報</p> <ul style="list-style-type: none"> • 気候関連の移行リスク — 気候関連の移行リスクに対して脆弱な事業活動又は資産の数値及びパーセンテージ • 気候関連の物理リスク — 気候関連の物理的リスクに対して脆弱な事業活動又は資産の数値及びパーセンテージ • 気候関連の機会 — 気候関連の機会と整合した業務活動又は資産の数値及びパーセンテージ • 内部炭素価格 <ul style="list-style-type: none"> (i) 主体が炭素価格を意思決定に適用しているかどうか、また、適用している場合、どのように適用しているのか（例えば、調達プロセス及び意思決定）についての説明 (ii) 主体がどのように炭素価格を決定しているかについての記述 (iii) 主体が主体自身の温室効果ガス排出コストの評価に用いている、温室効果ガス排出のメートル・トン当たりの価格 • 報酬 — 気候関連の考慮事項が主要な管理者の報酬に直接的に組み込まれている場合、主体は、次の事項を開示しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> (i) 当期に認識された主要な管理者の報酬のうち、気候関連の考慮事項と結び付いているものの金額 (ii) この金額がどのように決定されているかについての記述
目標	<ul style="list-style-type: none"> • 戦略的目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために主体自身が設定した定量的及び定性的な気候関連の目標並びに法令により満たすことが要求されている目標がある場合には、当該目標 • 目標のそれぞれを設定し、レビューするアプローチ、及び目標のそれぞれに対する進捗をどのようにモニタリングするかに関する情報 • 気候関連の目標のそれぞれに対する業績、及びその業績の傾向又は変化についての分析に関する情報 他

(2) 「気候関連の政策プログラム及びそのアウトカム」に関する、指標及び目標の開示

指標	<ul style="list-style-type: none">• 主体が気候関連の政策プログラムのアウトカムに対して責任を有する場合、次の指標カテゴリーに関連する情報<ul style="list-style-type: none">➤ 温室効果ガス： 当該プログラムに起因する温室効果ガスの排出の変動値と、その測定に用いたアプローチ、インプット、仮定➤ その他の指標
目標	<ul style="list-style-type: none">• 主体が気候関連の政策プログラムのアウトカムに対して責任を有する場合、気候関連の政策プログラムが意図するアウトカムの達成に向けた進捗状況をモニタリングするために設定した目標（気候変動に関する最新の国際協定やその他、法域の約束に基づく目標を含む）に関連して、主体自身の業務について要求される情報も開示しなければならない。

以 上